

第3章 新潟県における銀行合同

第1節 新潟県の銀行合同の歩み

1. 明治時代、大正前半期(1～8年)の合同

県内銀行の動静 新潟県においては、既述のように、明治6年、当行の前身である第四国立銀行の設立を皮切りとして、明治11、12年の2年間に四つの国立銀行が設立され、その後、数多くの銀行類似会社の設立が続出した。これら銀行類似会社のうちには、明治10年代にすでに解散、破産するものもあったが、その経営を継続し得たもの多くは、明治26年施行の銀行条例に基づき、普通銀行に転換した。そのほか、新たに発足する普通銀行、貯蓄銀行も多数にのぼった。

これらの銀行のうちには、表3-17に示されているように、大正初頭以降、預金の取付けにあったり、休業を余儀なくされるものが続出した。このなかには、沼垂銀行のように無根の風説により取付けを受けたものもあったが、大部分は、不健全な経営により預金者の不信を招いて取付けにあい、破たんしたものである。

弱小銀行の淘汰 政府は小銀行乱立の弊を認めて、すでに明治中期ごろから銀行合同を促進するとともに、行政指導によって銀行新設を抑制する方針をとった。そのため、営業を廃止しようとするものがあると、その権利を買取って新たに別名銀行を開業する例がみられた。

県内でも大正期、ことにその前半期には、他県から買い手がついて県外へ

表 3-17 大正時代のおもな休業および被取付け銀行一覧

銀 行 名	所 在 地	資本金 ¹	休業、被取付年月	備 考
中越貯金銀行	長岡市	15 万円	大 2. 1 臨時休業	大 2. 4 解 散
柏崎貯金銀行	刈羽郡柏崎町	20	大 2. 2 10万円余の取付に遭遇	大 11. 1 柏崎農商銀行と商号変更 〃 12. 1 長野実業銀行へ合併
直江津銀行	中頸城郡直江津町	35	大 2. 4 臨時休業	大 4. 6 解 散
和納銀行	西蒲原郡和納村	5.5	大 2. 9 取付に遭遇 臨時休業	昭 4. 10 当行へ合併
北陸銀行	中頸城郡直江津町	10	大 2. 9 臨時休業	大 15. 4 解 散
五泉銀行	中蒲原郡五泉町	30	大 3. 12 臨時休業	大 5. 5 解 散
新発田貯蓄銀行	北蒲原郡新発田町	10	大 5. 6 取付に遭遇	大 8. 12 新潟貯金銀行と商号変更 〃 11. 1 新潟商業銀行と商号変更 〃 15. 10 新潟銀行へ合併
沼垂銀行	新潟市	70	大 7. 1 〃	大 9. 2 当行へ合併
佐渡銀行	佐渡郡両津町	32	大 8. 3 〃	大 15. 10 〃
新潟貯蔵銀行	新潟市	70	大 8. 6 臨時休業	大 11. 1 新潟農商銀行と商号変更 昭 4. 8 解 散
相川銀行	佐渡郡相川町	20	大 11. 4 臨時休業 (明治42. 7 ついで2回目)	大 13. 9 当行へ合併
加茂実業銀行	南蒲原郡加茂町	50	大 13. 7 臨時休業	大 14. 7 加茂銀行へ合併
北越銀行	三島郡出雲崎町	8	大 13. 9 〃	大 14. 5 破 産

(注)『日本金融史資料』、その他により作成。

表 3-18 大正時代、昭和初期における新潟県内銀行の他県移動状況

銀 行 名	所 在 地	移動年月	移 動 状 況
峰岡銀行	西蒲原郡峰岡村	大正 1. 11	小川銀行と改称し栃木県へ転出
積善銀行	西頸城郡大和川村	2. 7	高信銀行と改称し岡山県へ転出
河西銀行	西頸城郡青海村	2. 11	東信銀行と改称し東京市へ転出
小出荷為替合資会社	北魚沼郡小出町	4. 2	黒部銀行と改称し富山県へ転出
糸魚川銀行	西頸城郡糸魚川町	4. 11	興津銀行と改称し静岡県へ転出
大満銀行	北魚沼郡湯之谷村	5. 2	東京市へ転出
佐藤銀行	岩船郡村上町	7. 7	港屋銀行と改称し長野県へ転出
上越銀行	中頸城郡新井町	9. 6	長野県六十三銀行へ合併
成資銀行	高田市	9. 9	長野県六十三銀行へ合併
柏崎農商銀行	刈羽郡柏崎町	12. 1	長野県長野実業銀行へ合併
宮川銀行	刈羽郡高浜町	13. 7	長野県長野実業銀行へ合併
早川銀行	西頸城郡下早川村	昭和 2. 12	富山県黒部銀行へ合併
北越倉庫銀行	中頸城郡直江津町	4. 1	富山県両越銀行へ合併

(注)『日本金融史資料』、『新潟県統計書』、その他により作成。

移転するケースが多くみられた（表3-18）。それというのも、このころまでには、銀行設立の気運が依然として強かったからである。

このように、明治期、大正前半期には合同の気運はなかなか醸成されず、小銀行の淘汰は、わずかに解散や廃業などによるものにとどまっていた。合同は、明治33年に西頸城郡の商資株式会社および上能生金融会社が、それぞれ大和川貯蓄銀行、公益銀行に合併された2件と、大正元年に中条共立銀行が当行に合併された1件の計3件にすぎず、合同による銀行消滅はむしろ例外的であった。

2. 大正後半期（9～15年）の合同

合同の進展 銀行合同の気運は、反動恐慌以降、政府の合同政策強化によってようやく高まってきた。

前述のように、政府は大正9年に銀行条例を改正し、翌10年には貯蓄銀行法を制定して合同政策を強化した。この動向を反映して、県当局でも積極的に合同の勧奨に乗り出してきた。その結果、合同推進に当たる機関として、10年には県下貯蓄銀行合同研究委員会（後述）が、12年には県下銀行合同協議会がそれぞれ結成された。

12年4月5日、県当局は県内の銀行代表者を招集して、銀行合併に関する会合を開き、次のような合同協議案を決定した。¹⁾（1）普通銀行は上越、中越、下越の3地方により合同を行なうこと。（2）前項によりがたい特別の事情あるときは、地方協議会において協定すること。（3）合同の協議を行なうため、第1項の地方により地方協議会を開催すること。（4）上記協議会の斡旋を行なうため、地方委員をあげること。（5）貯蓄銀行は1行に合同する見込みをもって当該銀行において協議すること。

こうして、県内の銀行合同は、この合同協議案に基づき、上越、中越、下越の地方ごとに進められることになり、その後たびたび各地方または各郡ごとに地方協議会が開催され、合同に関する具体的な協議が行なわれた。この



合同協議会の開催（「新潟毎日新聞」大12.5.13）

ほか、県内の主たる銀行代表者による中央協議会もしばしば開催された。

不況による経営環境の悪化といった条件のもとに、上述のような合同促進策がとられ、さらに貯蓄銀行法の制定の影響も加わって、県内の銀行合同は、大正9年から12年までに13行（普

銀9、貯銀2、その他2）にものぼった。13年にはいると、県当局は、いちおう地域ごとの第1次合同は終わったとみて、いっきょに普通銀行の集約化を目指した。

まず第四、新潟、六十九、長岡の4大銀行の大合同をはかり、次いで残っている県内すべての銀行を、その傘下に集めることを計画したのである。²⁾しかし、この4大銀行合同の構想は、関係者の利害が一致せず、また、県当局の性急な合同方針に対する反発もあって、実現に至らなかった。そこで、県内の大合同構想はひとまずタナ上げされ、県当局、銀行とも、まず合同可能な地域的合同の促進にいっそう努力することになった。

また14年、県当局は、政府の方針に従って合同の徹底を期するため、(1)小銀行の増資は合同を条件としなければ許可しない、(2)不振銀行が減資を軽がるしく行なえばこれに解散を命ずる、(3)支店設置に対してきびしい制限を設けるなど、厳重な銀行監督方針を打ち出した。³⁾

このように、強力な合同政策がとられたため、大正時代の県内の銀行合同は地域的合同を主として、大正元年の1行を皮切りに、9年2行、10年2行、11年6行、12年3行、13年6行、14年1行、15年5行と、急速に進展していった（表3-19、表1-50）。県内の銀行数も、この合同が主因となって、明治44年末の92行から大正15年末には56行へと減少した。

大正時代の県内の合同は、このように好成績をおさめたが、これも銀行間

の自主的な合同によるものは少なく、県当局がイニシアチブをとった形で進められたことによるものであった。

(注) 1) 大正12年4月6日「新潟毎日新聞」。
 2) 大正13年3月15日「新潟毎日新聞」、大正13年3月17日「高田新聞」。
 3) 大正14年6月14日「高田新聞」。

表 3-19 大正時代の新潟県内銀行の異動調べ

年別	新設	廃解破産	業散産	合併			年末銀行数
				普通銀行	貯蓄銀行	その他	
大正1	—	1	1	—	—	1	90
2	1	3	—	—	—	—	88
3	—	1	—	—	—	—	87
4	—	3	—	—	—	—	84
5	1	2	—	—	—	—	83
6	1	—	—	—	—	—	84
7	—	1	—	—	—	—	83
8	1	—	—	—	—	—	84
9	—	—	4(2)	—	—	4(2)	80
10	3	—	1	1	—	2	81
11	—	—	3	1	2	6	75
12	—	—	4(1)	—	—	4(1)	71
13	—	1	7(1)	—	—	7(1)	63
14	—	1	1	—	—	1	61
15	1	1	5	—	—	5	56

(注) 1) 年末銀行数には、普通銀行のほか貯蓄銀行、信託会社（兼業を除く）、特殊銀行を含む。
 2) 合併のうちのカッコ内は県外移動分。
 3) 『新潟県統計書』、その他により作成。

貯蓄銀行法制定の影響 大正10年4月の貯蓄銀行法の制定は、県内の貯蓄銀行にも大きな影響を及ぼした。

まず10年7月、新潟銀行がいち早くこの法律に基づいて、従来兼営していた貯蓄銀行業務を分離して、新たに新潟興業貯蓄銀行（本店：新潟市）を設立した。これと前後して、長岡市や新潟市でも、貯蓄銀行間の合同話や普通銀行への転換の動きがみられた。¹⁾

県当局は、このような情勢に対応して、貯蓄銀行法の遵守を名目に銀行合同を積極的に勧奨した。これにこたえて、10年7月7日、県下貯蓄銀行合同研究委員会が開催され、次の4項目を基本とした貯蓄銀行集約化方針が決定された。²⁾ (1) 貯蓄銀行および兼営銀行業者は新潟、長岡、高田の3市において新たに各1個の貯蓄銀行を設立し、地理的または経済的便宜に従い、その株式

の引受けを行なうこと。なお、将来は上記 3 銀行ならびに県内における残存貯蓄銀行の合同をはかること。(2)株主銀行の本店または支店・代理店の所在地に、新設貯蓄銀行の支店または代理店を設置すること。(3)株式は大体現在の貯蓄預金額に按分し、各銀行が、適宜その引受名義人を定めること。(4)貯蓄部を廃止すべき株主銀行は、12月 1 日、その貯蓄預金の 10 分の 3 を新設貯蓄銀行に引継ぎ、同日以後貯蓄預金の受入れを行なわないこと。ただし、定期積金、据置貯金に対してはこの限りではない。

この方針に基づいて、県内の貯蓄銀行の集約化が進展する予定であったが、現実には、多くの糾余曲折を経て次のような結果となった。

長岡市では、六十九、長岡、長岡貯蓄の 3 行が参加して、10 年 10 月、新たに長岡貯蓄銀行が設立された。

新潟市でも、長岡市を除く県内の中小貯蓄銀行や、貯蓄銀行業務を兼営していた普通銀行など 17 行が参加して、同年同月、新潟合同貯蓄銀行が生まれた（詳細は「合併銀行小史 新潟貯蓄銀行」の項参照）。

これに対して、高田市では、予定と異なり、新たな貯蓄銀行の設立はみられなかった。それというのも、高田地方には貯蓄銀行の数が少なく、集約化のために新たに貯蓄銀行を設立する必要がなかったためとみられる。

これと前後して、小須戸貯蓄銀行が当行へ合併した。そのほか、新潟貯蓄と新潟興業貯蓄の 2 行を除く、既存の県内の貯蓄銀行は普通銀行へ転換し、貯蓄業務を兼営していた普通銀行は兼営を廃止した（表 3-20）。

こうして、県内貯蓄銀行の集約化はいちおう終了し、37 行を数えた貯蓄銀行（兼営を含む）は、既設の新潟貯蓄および新潟興業貯蓄、新設の新潟合同貯蓄および長岡貯蓄の 4 行に整理された。

さらに県当局では、貯蓄銀行のいっそうの集約化を目指して合同を勧奨した。その結果、11 年 11 月、新潟合同貯蓄は新潟貯蓄に合併されたが、これは、当初から予定されていたものであった。また、県当局は新潟貯蓄と新潟興業貯蓄の合同をあっせんしたが、当事者間で折合いがつかず、結局、昭和 19 年まで、この合同は実現しなかった。

表 3-20 貯蓄銀行法施行に伴う新潟県内貯蓄銀行の異動状況（普通銀行を含む）

銀	行	名	公称資本金	異動状況
			万円	
長岡	貯	蓄銀	100	普通銀行に転換、長岡商業銀行と商号変更
新潟	貯	蔵銀	70	" 新潟農商銀行 "
新潟	貯	金銀	50	" 新潟商業銀行 "
吉田	貯	蓄銀	30	" 西吉田銀行 "
大和	貯	蓄銀	25	" 大和川銀行 "
柏崎	貯	金銀	20	" 柏崎農商銀行 "
村上	貯	蓄銀	15	" 村上産業銀行 "
葛塚	貯	蓄銀	10	" 葛塚銀行 "
高田	貯	蓄銀	10	" 上越高田銀行 "
三条	貯	金銀	7	" 三条工商銀行 "
十九	十	九銀	1,000	貯蓄銀行業務兼営の廃止
長岡		銀	1,100	"
新潟		銀	400	"
小千	柏	谷銀	150	"
加加	村	崎銀	120	"
柄	今	茂尾銀	100	"
村	見	上銀	100	"
今	十	町附銀	100	"
見	村	日町銀	80	"
十	小	松銀	50	"
村	六	出銀	50	"
小	神	日町銀	50	"
六	越	谷後銀	50	"
神	地	藏堂銀	50	"
越	白	根銀	50	"
地	巻	沢銀	50	"
白	塩	沢銀	32	"
巻	燕	泊銀	30	"
塩	寺	渡銀	32	"
燕	佐	板銀	15	"

(注) 『日本金融史資料 明治大正編』第21巻497, 498, 505ページにより作成。

こうして、県内の貯蓄銀行は、戦時の大合同まで3行で競い合うことになったのである。

一方、兼営銀行のうちでも、郡部の中小普通銀行は、零細な貯蓄預金をその重要な資金源としており、預金総額に占めるその比重がすこぶる高かったので、貯蓄銀行法制定は、これら普通銀行にも相当の影響をもたらした。

大多数の兼営銀行は、貯蓄預金を急きょ特別当座などへ移管したり、あるいは新設貯蓄銀行の代理店となるなど、種々対策を講じたものの、その効果は

あまりあがらなかった。たとえば、燕銀行、加茂銀行、村松銀行、今町銀行などのように、いったん減少した預金残高は、不況の影響もあってなかなか回復せず、代理店勘定も停滞的で、この時期を境にして借入金が増大した事例も多かった。

(注) 1) 大正10年7月6日「新潟毎日新聞」。

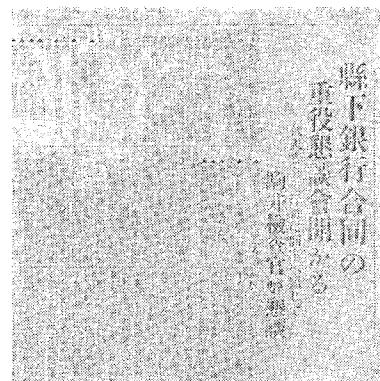
2) 大正10年7月9日「新潟毎日新聞」。

3. 昭和初期(2～7年)の合同

第2次合同の開始 昭和2年の金融恐慌以降、政府による銀行合同促進政策は、いっそう強化されていった。

県当局の合同に対する姿勢も、それに合わせてますます積極性を加えたので、昭和2年上期には早くも4行の合併を見るなど、昭和の合同は好調なスタートを切った。そして、大蔵省検査官の来県を契機として、合同はさらに促進されることになった。

2年9月、大蔵省から派遣された駒井検査官は、県内各銀行代表者と合同に関して懇談した。この懇談会は、新潟市のはか長岡市、高田市でも開催され、下越（参加12行）、中越（参加24行）、上越（参加13行）の各行重役が参集した。席上、検査官は各行の忌たんのない意見を聴取するとともに、積極



合同会議の開催（「新潟新聞」昭2.10.1）

的に合同勧奨に当たった。大蔵省検査官は翌3年5月にも来県し、合同勧奨を活発に行なった。これが影響してか、4年には県内合同史上の最高記録ともいいうべき9行の合併が行なわれた（表3-21、表1-50）。

こうして、大正9～15年の第1次合同に次いで、第2次の大規模な合同が本格的に進行した。昭和2年から、無資格銀

行の存立猶予期間が満了する 7 年末までに、30 行にものぼる銀行合同が行なわれ、7 年末の県内本店銀行数は 20 行となつた。この過程で、上越、中越、下越のブロックごとに、代表的な銀行（当行、六十九銀行、百三十九銀行、新潟銀行、柏崎銀行など）への集中が進んだ。

県内主要銀行の合同状況 ここで、当行を除く、これら代表的銀行の合併の動きについて略述しておこう。

六十九銀行（本店：長岡市）は、長岡市、古志郡、三島郡、魚沼地方を主勢力とする中越地区の大銀行であったため、合併銀行数も当行に次いで多かった（表 3-22）。同行は、大正時代には 1 行を合併したにすぎなかつたが、昭和にはいって 10 行を合併し、当行に次ぐ県内の有力銀行としての地位を固めた（表 3-23）。

百三十九銀行（本店：高田市）は、高田市、中頸城郡を主たる地盤とする、上越地方の代表的銀行であった。しかし、同地方は長野県に隣接しており、同県との経済交流が活発なこともあって、同地方の銀行のなかには長野県の銀行に合併するものもあったため¹⁾（表 3-18）、同行の合併は大正時代に 2 行、昭和にはいってからも 3

行、計 5 行にとどまった（詳細は「合併銀行小史 百三十九銀行」の項参照）。

新潟銀行（本店：新潟市）は営業地盤が当行と競合する面もあって、合併銀行数は大正時代に 2 行、昭和初期に 3 行と少な

表 3-21 昭和初期の新潟県の銀行異動調べ

年別	廃業・解散・破産	合併	年末銀行数
昭和 2	—	7(1)	49
3	2	2	45
4	1	10(1)	34
5	—	5	29
6	1	5	23
7	—	3	20
8	—	1	19
9	—	4	15
10	—	—	15
11	—	1	14
12	—	1	13
13	—	1	12

(注) 1) 年末銀行数には普通銀行のほか貯蓄銀行、信託会社を含む。
2) 合併のうちのカッコ内は県外移動分。
3) 『新潟県昭和二年以降銀行合併ノ推移一覧』、その他により作成。

表 3-22 新潟県主要銀行の合併状況

銀行名	時代	昭和時代		計
		大正時代	1~7年	
当行	9	10	2	21
六十九銀行	1	6	4	11
百三十九銀行	2	3	—	5
新潟銀行	2	3	—	5
柏崎銀行	1	2	—	3
長岡銀行	2	—	—	2

(注) 『新潟県統計書』、その他により作成。

表 3-23 六十九・長岡銀行への合併銀行一覧

被合併銀行名	所在地	資本金 (うち払込み)	合併年月	備考
六十九銀行へ合併 越見銀行	南蒲原郡見附町	500,000円 (450,000)	大正 12. 12	
脇野町銀行	三島郡脇野町	300,000 (200,000)	昭和 2. 4	
六日町銀行	南魚沼郡六日町	500,000 (払込済)	// 2. 10	
寺泊銀行	三島郡寺泊町	1,100,000 (875,000)	// 4. 4	大正15.1 地蔵堂銀行、寺泊銀行と新立合併
長岡商業銀行	長岡市	1,200,000 (825,000)	// 4. 4	大正11.12 長岡信託会社を合併
関原銀行	三島郡関原村	100,000 (払込済)	// 6. 12(買収)	
今井銀行	西蒲原郡吉田町	500,000 (125,000)	// 7. 1(//)	
小出銀行	北魚沼郡小出町	560,000 (490,000)	// 8. 12	昭和 3. 7 雷土銀行を合併
十日町銀行	中魚沼郡十日町	1,800,000 (1,200,000)	// 9. 4	昭和 2. 3 水沢銀行を合併
神谷銀行	三島郡来迎寺村	500,000 (250,000)	// 9. 4	
柄尾銀行	古志郡柄尾町	1,000,000 (払込済)	// 9. 11	
長岡銀行へ合併				
東京栄銀行	東京府	1,000,000 (...)	大正 10. 11(買収)	
見附銀行	南蒲原郡見附町	1,000,000 (550,000)	// 11. 11(//)	

(注)『日本金融史資料』、『北越銀行小史』により作成。

かった（詳細は「合併銀行小史 新潟銀行」の項参照）。

柏崎銀行（本店：刈羽郡柏崎町）は、刈羽郡を根拠地とする、この地方の有力銀行であったが、刈羽郡内の銀行が長野県の銀行と合併するケースもみられたため（表3-18）、同行が合併した銀行は、大正時代に1行、昭和初期に2行の計3行にすぎなかった（詳細は「合併銀行小史 柏崎銀行」の項参照）。

長岡銀行（本店：長岡市）は、六十九銀行と営業地盤が競合していたため、相互に不断の競争を続け、その勢力範囲は、中越地域をほぼ2分していた。しかし、合併に関しては、六十九銀行のほうが圧倒的に優勢で、長岡銀

行は大正時代に2行を合併したにとどまった（表3-23）。この合併数の多少が、両行の勢力の均衡を大きくくずす結果となり、大正時代にはむしろ優位にさえあった長岡銀行は、昭和にはいると六十九銀行に逆転されてしまった。

このようにして、本県においても、“1県1行”の前段階ともいいうべき、有力銀行を核とする地域別の合同がまず進行した。この合同は、政府の勧奨によるところが多かったが、その際、地域的有力銀行になろうとする大銀行間で、激しい合併勧誘競争が行なわれたことは看過できない。

（注）1) 長野県の六十三銀行は、上越・成資両行を合併して、本県へ進出したが、その模様について、『八十二銀行史』は次のように述べている。「長野県北信地方と新潟県上越地方とは古くから北国街道による往来が盛んで、ことに信越線の開通とともにあって人的物的交流が一層頻繁となり、北信と上越とはひとつの経済圏ともみられる実情にあった。こうした情勢から六十三銀行は同地方に店舗設置を望んでいたが、おりから成資、上越両行との話し合いが成立し……新潟県下への進出が実現した。」（『八十二銀行史』237～238ページ）。

4. 無資格銀行整理後（8～15年）の合同

地方的金融統制の開始 昭和7年末で銀行法による無資格銀行の整理が終わり、中小銀行の地域的合同は一段落した。その後、政府の合同政策は、前述のように地方的金融統制を主眼とするものに変わり、いっそう強化された。県当局も、この方針に基づいて強力な勧奨に乗り出し、昭和8年には1行、9年には4行の合同が行なわれた（表3-21、表1-50）。その結果、9年末における残存銀行は、次の15行のみとなった。

新潟市一当行、新潟銀行、新潟貯蓄銀行、新潟興業貯蓄銀行、新潟
信託

長岡市一六十九銀行、長岡銀行、長岡貯蓄銀行

高田市一百三十九銀行

岩船郡一村上銀行

中蒲原郡一白根銀行

刈羽郡一柏崎銀行

東頸城郡一安塙銀行

西頸城郡一能生銀行、大和川銀行

1県1行主義への胎動 昭和11年、大蔵大臣に馬場鏨一が就任し、1県1行主義の銀行合同方針を表明するに及んで、合同はいっそう促進された。その結果、上記残存銀行のうち、11年には白根銀行が当行へ、12年には大和川銀行が能生銀行へ、13年には村上銀行が当行へそれぞれ合併し、15年末の県内本店銀行数はわずか12行となった。

折から、わが国は、準戦時体制から戦時体制へと移行し、いよいよ1県1行主義の完成を目指して、最後の合同が行なわれようとしていたのである。

第2節 当行の銀行合同の諸様相

1. 大正時代の当行の銀行合同

合同の開始 当行の合同の動きは、大正元年12月15日、北蒲原郡所在の中堅銀行、中条共立銀行を合併したことによって始まる。

大正9年の反動恐慌以降、県当局の合同に対する勧奨が本格化したが、その際、県当局でも、明治時代からすでに県内銀行界に重きをなしていた当行を、県内銀行合同の中心銀行の一つとして選び、これに中小銀行を合同させる方針をとった。このため、県内の合同は、当行をその一つの中心として展開されることになった。

当行の合同に対する動きは、こうした合同政策の本格化と相まって活発化した。すなわち、9年の2行をはじめとして、10年2行、11年1行、13年2行、15年1行と、ほぼ毎年のように合併が行なわれた（表3-24）。

銀行合同は、種々の要因が混在して実現をみるのが常であり、当行の場合もその例にもれない。それには、いくつかの要因をあげることができるが、当行の合併の具体的な事例に即してみれば、以下の事実が重要である。

第一は、恐慌による小銀行の破たん、もしくは経営困難である。のちにみると、大正9年の反動恐慌以降、本県でもいくつかの銀行が破たんし、その救助を当行に求め、その結果生じた合同が数多くある。

第二は、政府および県当局の合同促進政策である。とくに貯蓄銀行法および銀行法に定められた最低資本金額の規定は、個別銀行の経営条件のいかんを問わず、合併を強制する結果となった。

第三には、当行の主体的な合併方針をあげることができよう。小銀行の破たんによって、特定地域の経済的混乱が激化する場合、新潟県下の有力銀行

表 3-24

当行へ合併した銀行の合併状況一覧

被合併銀行名	所在地	合併実行日	資本金 (うち払込み)	交付株 1株50円 (合併比率) 当行を1とする	交付金	解散手当
中条共立銀行	北蒲原郡中条町	大正 1. 12. 15	300,000円 (300,000)	4,000株 (0.666)	円 0	円 3,500
沼垂銀行	新潟市	9. 2. 10	700,000 (700,000)	12,000 (0.857)	21,440	15,000
鍵三銀行	"	9. 11. 16	300,000 (300,000)	2,000 (0.333)	354,992	0
新発田銀行	北蒲原郡新発田町	10. 10. 31	2,000,000 (1,250,000)	22,500 (0.900)	0	25,000
小須戸貯蓄銀行	中蒲原郡小須戸町	10. 10. 31	100,000 (47,500)	1,400 (1.473)	16,598	0
燕銀行	西蒲原郡燕町	11. 6. 11	320,000 (320,000)	3,200 (0.500)	5,043	0
相川銀行	佐渡郡相川町	13. 9. 1	200,000 (200,000)	330 (0.0825)	0	7,500
与板銀行	三島郡与板町	13. 9. 1	150,000 (150,000)	500 (0.166)	0	0
佐渡銀行	佐渡郡両津町	15. 10. 1	200,000 (132,800)	2,200 (0.828)	800	0
三条信用銀行	南蒲原郡三条町	昭和 2. 2. 5	750,000 (525,000)	10,000 (0.952)	0	35,000
西吉田銀行	西蒲原郡吉田町	4. 2. 24	300,000 (150,000)	2,600 (0.866)	0	10,000
加茂銀行	南蒲原郡加茂町	4. 9. 1	1,500,000 (1,012,500)	14,175 (0.700)	20,250	45,000
巻銀行	西蒲原郡巻町	4. 10. 1	800,000 (597,500)	11,950 (1.000)	23,900	50,000
和納銀行	西蒲原郡和納村	4. 10. 13	100,000 (45,000)	810 (0.900)	0	4,000
塩沢銀行	南魚沼郡塩沢町	5. 4. 1	500,000 (500,000)	9,000 (0.900)	0	20,000
村松銀行	中蒲原郡村松町	5. 6. 15	500,000 (267,500)	3,745 (0.700)	0	5,000
小千谷銀行	北魚沼郡小千谷町	5. 8. 3	1,700,000 (1,520,000)	22,800 (0.750)	20,000	30,000
広瀬銀行	北魚沼郡須原村	6. 9. 1	100,000 (100,000)	600 (0.300)	0	3,000
今町銀行	南蒲原郡今町	7. 9. 4	1,000,000 (475,000)	1,462 (0.153)	0	3,000
白根銀行	中蒲原郡白根町	11. 9. 7	500,000 (350,000)	7,000 (1.000)	0	30,000
村上銀行	岩船郡村上町	13. 8. 7	1,600,000 (1,050,000)	15,000 7,000 10,000 (1.000)	0	30,000

(注) 当行内部資料、その他により作成。

として発展してきた当行は、社会的責任からも、それを座視することができず、その救済に乗り出したこともしばしばであった。さらに、当行の経営基盤の拡大、強化のために、発展性のある地域の銀行を積極的に合併した事例を見いだすことができる。

次に、以上の点を念頭におきながら、当行の合同の模様を具体的にみてみよう。いうまでもないことであるが、以下の事例においては、上述の要因の一つが主因をなす場合もあれば、それら要因が組合わされて合同が成立した場合もある。なお、個々の合併事情の詳細については、本史「合併銀行小史」に譲りたい。

合併の諸様相 当行は、大正後半期には、毎年のように銀行合併を行なっているが、このうち、前記の第一の要因（破たん、経営困難）を主たる契機とした例としては、まず鍵三銀行をあげることができよう。同行の場合は、緩慢な取付けが続いたため、預金は大幅に減少し、それが主因で当行に合併を懇請したものである。もっとも、その経営内容はそれほど悪化していたわけではなかった。中条共立銀行や沼垂銀行の場合も、これに属するといえる。

第二の要因である合同促進政策によるものとしては、小須戸貯蓄銀行がその典型である。同行の場合は、経営内容はよかつたが、小資本のため、貯蓄銀行法制定を機に当行へ合併したもので、この合併は、まったく法律の制定の影響によると思われる。

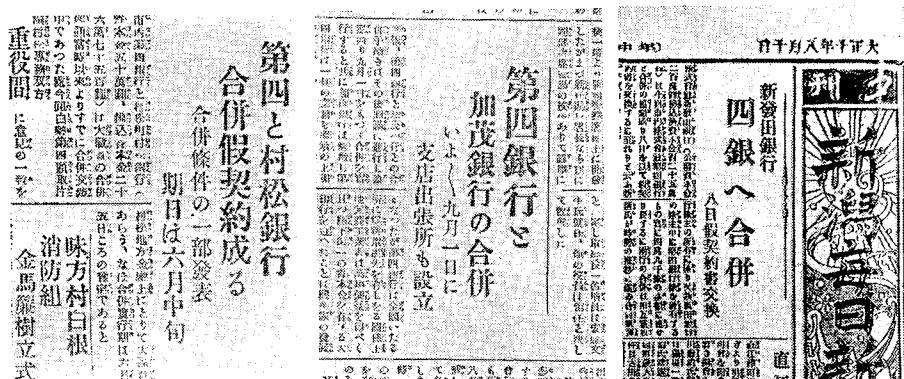
相川銀行の場合は、経営の乱脈から2回も休業し、とくに2回目の休業が長期間にわたり、その間に競争相手の佐渡銀行の妨害が加わって開店不能に陥った。そこで当行は、県当局のあっせんに応じて、地元経済界の混乱を防ぐため、救済措置として合併に踏切った。この点で、第一と第三の要因、つまり、経営困難と当行の合併方針が混在したものといえよう。この分類にはいるものに、燕銀行や与板銀行の合併がある。与板銀行の場合は、同行救済の見地のほか、当行の中越への進出という政策的意図もうかがわれるようである。

そのほか、当行の経営基盤の拡大をはかるという政策が併存していたとみられる合併としては、北蒲原郡の新発田銀行、佐渡郡の佐渡銀行などがあげられる。

このように、大正時代には、当行は大小合わせて9銀行を合併したが、これによって、北蒲原郡や佐渡郡をその勢力範囲におさめることができ、またはじめて中越地域（三島郡）への進出を果たすことができた。そして、当行の県内におけるシェアは、大正15年上期末には預金18.5%、貸出20.8%を占めるに至ったのである。

2. 昭和初期（2～15年）の当行の銀行合併

相次ぐ合併 昭和にはいって、第2次の県内銀行合併期においても、当行は、当局の方針にそって積極的に合併を進めた。当時の新聞も、とくに当行の合併にふれ、「……本年は合計5銀行が合併したが、本年特に目立っているのは堀之内（小千谷へ合併一引用者）、塩沢、小千谷の3銀行を合併して中越進出をなした第四銀行の活躍である……」（昭和5年12月4日「新潟新聞」）と述べている。すなわち、昭和2年の1行をはじめとして、4年4行、5年3行、6年1行、7年1行、11年1行、13年1行と、昭和2年から15年末まで



県内銀行との合併を伝える当時の新聞

でに12行の合併を行なった（表3-24）。

このほか、3年8月には昭和銀行新潟支店の営業を、5年3月には郡山合同銀行新潟支店の営業をそれぞれ譲受けている。

合併の諸様相 この時期には、相変わらず第一の要因、すなわち経営困難を理由に合併に踏切ったものが目立ち、しかも当行とのつながりをたよって合併を申請したものがみられる。加茂銀行、村松銀行、今町銀行などがその例である。もっとも、加茂銀行、今町銀行の場合は、第三の要因である当行の合併方針も加わっていた。すなわち、これら両行の所在した地域は、経済的にも発展性に富む地域で、当行としても、そこに営業地盤を拡大することは、経営上きわめて魅力的であったのである。

第二の要因である合同促進政策によって合併に追込まれ、当行に合併したものもかなりあった。西吉田銀行、和納銀行、広瀬銀行がこれに該当する。しかし、これらの銀行は、経営が順調ではなく、銀行法の最低資本金の規定に抵触しなくとも、早晚合併の運命にあり、実質上の合併理由は経営困難を避けるためであったので、第一の要因が強く働いていたとみてよい。とりわけ広瀬銀行の場合は、救済の意味合いがきわめて強かったといえる。

このほか、三条信用銀行、巻銀行、塩沢銀行、小千谷銀行、白根銀行、村上銀行が、第二の要因によるものである。これらの銀行は、おおむね経営内容が良好であったが、県当局の合同勧奨がいちだんときびしくなったためか、「さし迫って合併をする理由はないが、当局の勧奨もあり、将来のために合併しよう」ということで合併に踏切ったのである。もっとも、三条信用、小千谷、村上の各行は、経済力のある地域に位置しており、当行自身も合併には積極的な姿勢でのぞんだようであるので、第三の要因も加わっているものといえよう。

当行は、これら一連の合併により、ほぼ下越全域を勢力下におさめることができたうえ、六十九銀行や長岡銀行の勢力圏である中越地域へも、その営業地盤を拡大することになった。

しかし、こうして、21行にものぼる、大小さまざまな銀行を合併したことは、当行の経営にとって、必ずしもプラスとなったわけではなかった。被合併銀行の中には、内容が悪くても、当局の懲罰で合併せざるを得なかつたものもあり¹⁾、合併後その処理に苦慮するなど、マイナス面もあった。事実、昭和初期には、合併によって譲受けた資産、債権などに、毎年相当多額の償却を行なって内容を整理したため、償却後の当行の純利益はほとんど増加していない（表3-25）。

しかし、このようなマイナス面はあったにせよ、これらの合併を通じて、当行の業務はいちだんと拡大し、名実ともに新潟県を代表する大銀行へと成長していったのである。

（余録）

今町銀行の取付け

大正から昭和前半期の銀行合併は、経営困難が原因していることが多く、合併直前まで預金者との間にトラブルを生じた例がいくつかあった。燕銀行の場合は、当行との合併発表とともに預金者の動搖は沈静したが、今町銀行の場合はかえって動搖が表面化した。

今町銀行との合併については、その2か月前の昭和7年7月7日に契約調印が行なわれ、同月25日の株主総会の決議を待つばかりであったが、その間に預金取付けが発生したのであった。そのいきさつは、担保に差入れていた債務者の有価証券を銀行が流用している、という噂がたち、担保品確認のために債務者が次々につめかけ、さらに、その人だからを見て不安をつのらせた預金者が、預金引出しに押寄せたものであった。

この取付け発生に当たって、当行はただちに本店の大塚副支配人を救援に急派し、さらに翌日、住吉町支店に勤務していた高橋寅次郎に、15万円の現金を持たせて救援におもむかせた。高橋は、大正9年の新潟貯蓄銀行取付けの際にも派遣されて活躍した経験があり、とくに選ばれたのであった。到着後、高橋は巡回している今町銀行の出納員に代わって、一手に支払い業務を引受け、即座に支払い処理をして預金者を安心させたため、なかには引出さずに帰っていくものもあったという。

取付けは1週間ほど続いたが、支払い請求に押寄せたのは、今町銀行が代理店として取扱っていた長岡貯蓄銀行の零細な預金者がほとんどで、引出された現金の大半は、そのまま隣りの郵便局に預け替えられた。その現金は、営業終了後、毎日、郵便局から同行に預入されたので、その翌日からは取付けの支払い資金には困らなかった。

同行は9月4日に合併して当行今町支店となり、合併後もそのまま、長岡貯蓄銀行の代理店として貯蓄預金を取扱った。

表 3-25 昭和初期の当行の損益計算書

(単位 千円)

	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
利益合計	7,757	6,175	7,273	8,228	6,949
損失合計	4,534	3,615	3,869	4,281	4,283
償却前利益	3,223	2,560	3,404	3,947	2,666
諸 償 却	143	76	784	1,286	274
差引純利益	3,080	2,484	2,620	2,661	2,392

(注) 各年とも上期および下期の合計を計上。

表 3-26 昭和15年下期末における新潟県内銀行の都市別預金高と当行シェア

都市名	店舗数	預金高 千円	当行 店舗数	当行預金高 千円	店舗数 の当行 シェア	預金高 の当行 シェア	本店所在銀行名
新潟市	20	116,195	4	33,365	20.0	28.7	{第四, 新潟, 新潟貯蓄,
北蒲原郡	10	38,109	4	19,670	40.0	51.6	新潟興業貯蓄
中蒲原郡	12	27,313	5	13,364	41.7	48.9	
西蒲原郡	10	24,080	3	9,167	30.0	38.1	
三条市	4	15,964	1	6,519	25.0	40.8	
南蒲原郡	4	15,300	2	8,756	50.0	57.2	
東蒲原郡	2	2,625	1	1,935	50.0	73.7	
岩船郡	3	15,618	2	10,314	66.7	66.0	
佐渡郡	4	11,970	3	5,369	75.0	44.9	
長岡市	10	48,824	—	—	—	—	六十九, 長岡, 長岡貯蓄
古志郡	3	5,516	—	—	—	—	
三島郡	10	10,791	2	2,477	20.0	23.0	
北魚沼郡	5	9,023	3	4,680	60.0	51.9	
南魚沼郡	4	3,819	2	1,986	50.0	52.0	
中魚沼郡	5	7,453	1	2,106	20.0	28.3	
柏崎市	3	13,560	—	—	—	—	柏崎
刈羽郡	3	1,672	—	—	—	—	
高田市	5	17,466	—	—	—	—	百三十九
中頸城郡	8	10,877	—	—	—	—	
西頸城郡	9	6,364	—	—	—	—	能生
東頸城郡	6	1,841	—	—	—	—	安塚
計	140	404,380	33	119,708	23.6	29.6	

(注) 県内本店所在銀行の県内本支店の計数。

当行の県内におけるシェアも、大幅な伸長をみせ、大正15年上期末の預金18.5%，貸出20.8%から、昭和15年下期末には預金29.6%，貸出30.6%を占めるに至った。

(注) 1) 昭和5年7月27日、当行頭取白勢春三は行員に対する訓話のなかで、「既往17回に及ぶ銀行合併に就ての感想を述べれば、なかには相当整頓せる銀行ありしも、概して不整理のものを見受けたり……」と述べている。